

労働条件通知書（雇用契約書）等による収入に関する申立書

下記にチェック（☑）した理由により、労働条件通知書（雇用契約書）等（※１）にて申し立てます。

申立年月日 令和 年 月 日 記号・番号 ー

被保険者署名欄 認定対象者署名欄

（18歳未満の場合は被保険者署名のみで可）

【１】提出する労働条件通知書（雇用契約書）等の事業所名称

事業所名称

【２】該当する項目にチェック（☑）してください。（未チェックの申立書は無効です。）

☐

A. 下記に該当するため、労働条件通知書（雇用契約書）等を提出します。

- ・提出する労働条件通知書（雇用契約書）等は、年収が計算可能な（※２）通知（契約）内容です。
- ・【１】の事業所から得る給与収入以外に収入はありません。（※３）

☐

B. 上記に該当しませんが、【１】の事業所で就業（雇用）開始後３ヶ月未満のため、３ヶ月分の給与明細書が提出できません。なお、扶養認定後、３ヶ月分の給与明細書を提出します。

【留意事項】

上記「A」に該当するものが扶養認定された後、１年以内に以下の項目に該当した場合は、健康保険組合に確認書類を遅滞なく提出する必要があります。

- ① 提出した労働条件通知書（雇用契約書）等の内容に変更（勤務時間・日数の変更、時給や手当額の変更等）があった場合
→ 確認書類 ： 変更後の労働条件通知書（雇用契約書）等
- ② 【１】の事業所以外から給与収入等を得るようになった場合
→ 確認書類 ： 新たに就業（雇用）を開始した事業所等の労働条件通知書（雇用契約書）等
- ③ 【１】の事業所以外から給与収入以外の収入等を得るようになった場合
→ 確認書類 ： 給与収入以外の収入の明細書（年金通知書、事業所得の明細書など）および【１】の事業所の直近３ヶ月分の給与明細書

※１「労働条件通知書（雇用契約書）等」について

契約日・発効日より１年以上経過している場合は、契約内容の確認のため直近の給与明細書を添付してください。
なお、添付された給与明細書は契約内容の確認のためのみに使用します。

※２「年収が計算可能な」について

労働条件通知書（雇用契約書）等の契約期間が１年以上あり、勤務日数、勤務時間、給与額（時給・月給額等）が明記されているもの。「～日程度」「～円以上」「勤務日はシフトによる」など、給与額が明確に算出できないものは該当しません。

※３「給与収入以外に収入がない」について

この申立てによる就業以外で得る給与収入や、基礎年金・厚生年金・障害年金等の各種年金、個人事業主としての収益、地代家賃などの収益等が一切ない場合です。